

(別 紙)

諮問番号：令和２年度諮問第１号

答申番号：令和２年度答申第１号

## 答申書

### 第１ 審査会の結論

審査請求人が、２０１９年３月１９日付けで行った本庄市情報公開条例（平成１８年本庄市条例第２０号）第６条に基づく公文書公開請求について、処分庁本庄市長（情報システム課）（以下「処分庁」という。）が「平成３１年４月３日付け本情発第２号で審査請求人に対して行った公文書部分公開決定に係る処分（以下「本件処分」という。）」は妥当である。

### 第２ 審査関係人の主張の要旨

#### １ 審査請求人の主張

審査請求人は、２０１９年６月１７日、「対象文書を追加特定して公開非公開の決定をすべきである」と審査請求（以下「本件審査請求」という。）を申し立てた。その内容はおおむね次のとおりである。

（１） 処分庁は、本件処分の対象にされるべき文書が、公開請求の意図を限定的に解釈し、同内容が他の文書で公開されているので公開不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えている。

（２） 審査請求人は、本庄市他１１の地方公共団体に対して、同じ文言で公開請求をしており、他の地方公共団体と比較し、対象とされていない文書が存在する。具体的には、①システムズ・デザイン株式会社への照会、回答、

現地調査に関する文書、②2019年1月16日の会合と同様の記録、③再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告、④個人情報保護委員会の立入検査に関する文書、⑤受託者選定に関する文書、⑥再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書などが挙げられる。

このため、これらの文書も請求対象から除外する意図はなかったのであり、本庄市においてこれらの文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件公開請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として公開非公開の決定をすべきものである。

(3) 審査請求人は、ファクシミリで送信した2020年1月11日付け「ご連絡」(以下「新追加特定」という。)において、改めて④個人情報保護委員会の立入検査の検査結果通知書、⑦個人情報保護委員会からの指導文書、⑧事故報告書の各文書も存在するはずであり、その他、番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切を対象文書として公開非公開の決定をし、追加特定をすべきものである。また、令和2年10月19日付けの審査庁による口頭意見陳述(以下「口頭意見陳述」という。)においても、上記(1)から(3)までと同趣旨の内容の質問を行ったものである。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、令和2年8月24日付け(本情発第18号)弁明書において、「本件審査請求は、請求事項終了のため速やかに棄却されるべきである」と答弁し、その内容はおおむね次のとおりである。

(1) 本件処分について、処分庁は公開範囲を狭める意図はなく、公開を求める範囲について審査請求人との意思疎通ができていなかったことは事実として認識するものである。

(2) 審査請求で示された追加特定については、令和元年9月5日に送付し

た追加公開文書により、存在する全ての対象文書を公開している。

(3) ④個人情報保護委員会の立入検査に関する文書については、全ての対象文書が、2019年3月19日付けの公開請求の請求日より後に作成された文書であることが判明し、本来は追加特定の対象とならない。

しかし、新たに2020年4月30日付けで行った公文書公開請求により、該当文書は公開しており、請求目的は果たされている。

### 第3 調査審議の経過

令和 2年12月 3日 審査庁から諮問書の受理

令和 2年12月22日 審議及び処分庁からの聴取

令和 3年 1月25日 審議

令和 3年 3月 8日 審議

### 第4 審査会の判断の理由

本件審査請求に係る審査会の判断の理由は、次のとおりである。

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人の2019年3月19日付け「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」についての公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、平成31年4月3日付け本情発第2号公文書部分公開決定通知書による部分公開決定処分を行ったことによるものである。

審査請求人は、本件処分に対し、2019年6月17日付け「対象文書を追加特定して公開非公開の決定をすべきであるとの裁決を求める」との本件審査請求を行い、処分庁は、自発的に、令和元年9月5日付けで追加公開を行ったものである。

審査請求人は、処分庁が対象文書を追加特定したとしても、当審査会におい

て、改めて対象文書の存否等について調査し、該当文書があれば追加特定すべきであると主張していることから、当審査会では、処分庁が本件処分により公開した対象文書の特定の妥当性及び審査請求人の反論書について検討する。

## 2 本件処分により公開した対象文書の特定の妥当性について

まず、審査請求人が、本件審査請求の中で要求した対象文書の追加特定に対し、処分庁は、公開範囲を狭める意図はないが審査請求人との意思の疎通に齟齬を認め、本件審査請求の趣旨に則り、自発的に追加特定に応じ、情報公開の範囲を逸脱しない範囲で、審査請求人の意図に沿うよう文書を追加して公開している。

また、審査請求人が、他の地方公共団体において公開された文書と比較して、本庄市において公開されていないと例示した文書のうち④個人情報保護委員会の立入検査に関する文書については、全ての対象文書が2019年3月19日付けの公開請求の請求日より後に作成された文書であることが判明し、本来は追加特定の対象とならないうえ、新たに2020年4月30日付けで行った公文書公開請求により、該当文書は公開しており、請求目的は果たされていることが、処分庁からの聴取により確認された。

これ以外で①システムズ・デザイン株式会社への照会、回答、現地調査に関する文書、⑤受託者選定に関する文書及び⑥再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書については、全て公開していること、また、②2019年1月16日の会合と同様の記録及び③再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告については、存在していないことが確認された。

この点、②2019年1月16日の会合と同様の記録に関しては、平成30年12月25日に本庄市、羽生市、和光市、幸手市及び処分庁の情報システム課の職員が羽生市における会合に参加しているが、会合の内容は口頭にて市長及び上席職員に報告済みであり、会合に係る団体との情報交換をした職員のメモ等は既に公開されており、公文書は存在しておらず、そのことは、口頭

意見陳述の記録及び処分庁からの聴取から確認した。なお、公文書の不作成に関しては、情報公開制度の趣旨ではない。

次に、審査請求人は、新追加特定において、④個人情報保護委員会の立入検査の検査結果通知書、⑦個人情報保護委員会からの指導文書、⑧事故報告書の各文書も存在するはずであり、その他、番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切を対象文書として公開非公開の決定をし、追加特定すべきであると主張している。

ところが、新追加特定における④個人情報保護委員会の立入検査の検査結果通知書、⑦個人情報保護委員会からの指導文書及び⑧事故報告書については、平成31年3月19日である本件公開請求日時点では存在しない文書であり、請求日より後に作成された文書であるため、追加特定の対象外であることが、処分庁からの聴取で確認された。

よって、本件公開請求日時点における本件処分により公開した対象文書の特定は妥当である。

### 3 審査請求人の反論書での主張について

審査請求人は、2020年9月28日付け反論書において、⑨特定個人情報保護評価書、⑩復命書等、⑪違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生しても当該本人への連絡、個人番号の変更、当該本人に対する損害賠償の申出等をしないこととした経過についての文書が、対象文書として特定して公開非公開の決定をしていないから全ての対象文書を公開していないし、請求事項終了ということもないと主張している。

しかし、⑨特定個人情報保護評価書は、本庄市のホームページ上で公開されており、すでに誰にでも閲覧が可能な状態となっているため、本庄市では、特に公開対象としていないこと。また、⑩復命書等については、平成30年12月25日に処分庁の職員が羽生市における会合に参加しているが、会合の内容は口頭にて市長及び上席職員に報告済みであり、会合に係る団体との情報

交換をした職員のメモ等は既に公開されており、公文書は存在しておらず、そのことは、口頭意見陳述の記録及び処分庁からの聴取から確認した。なお、公文書の不作成に関しては、情報公開制度の趣旨ではない。

さらに、⑪違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生しても当該本人への連絡、個人番号の変更、当該本人に対する損害賠償の申出等をしないこととした経過についての文書については、存在していないことが、処分庁からの聴取で確認された。

よって、当該文書は、本件公開請求の対象文書として認められない。

以上の経緯からすると、本件公開請求に対して、処分庁には公開範囲を狭める意図はなく、本件審査請求による指摘から審査請求人との意思の疎通に齟齬を認め、自発的に追加特定に応じており、改めて対象文書の検討を行い、その結果、対象文書として該当した文書は全て公開されており、開示不開示の判断についても、特段の問題となる点はなく、本件処分に係る処分庁の行為は妥当である。

#### 4 審査会の結論

以上の理由から、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

矢部 喜明、島村 和秀、羽田 真